

平成31年 3月26日

業者各位

呉市財務部契約課

消費税率の改正に伴う契約等の取り扱いについて（お知らせ）
（建設工事・建設コンサルタント等業務）

消費税及び地方消費税（このお知らせでは「消費税」と表記します。）の税率が平成31年10月1日で8%から10%に改正されることに伴い、契約及び発注について、次のとおり取り扱います。

なお、今後の国等の動向によりこの取り扱いを変更する場合がありますので、あらかじめ留意しておいてください。

1 当初契約時に適用する税率について

(1) 当初契約時に適用する税率は、契約日及び工期（コンサルは履行期限。以下同じ。）に応じて、下表のとおりとします。

当初契約日	工期（履行期限）	平成31年 9月30日まで	平成31年 10月1日以降
	平成31年 4月1日以降		<u>8%</u>
平成31年 3月31日以前		<u>8%</u>	<u>8%</u>

(2) (1) にかかわらず、3月中に入札公告をしている案件で、工期が10月1日以降のものについては、契約日が4月1日以降であっても税率8%で当初契約し、税率2%分の差額は、別途変更契約で対応することとします。

この場合の変更契約は、原則として10月上旬（もしくは設計変更が見込まれる場合は、当該変更契約時）に行うこととします。

(3) 適用する税率の考え方について、別紙に図で示していますので、参考にしてください。

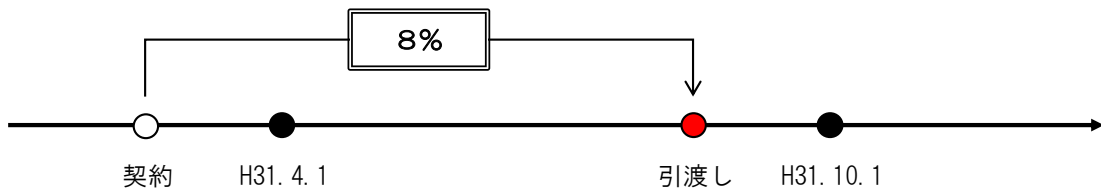
2 工事（業務）発注における入札参加資格要件

競争入札における、等級格付等の入札参加資格要件は、当初契約時に適用する税率により定めるものとします。

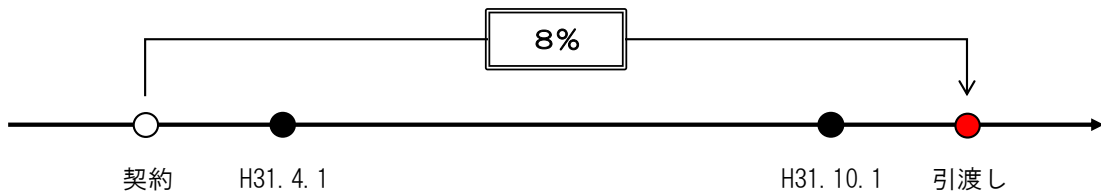
また、主任技術者（監理技術者）の配置、特定建設業の許可の要件、災害復旧工事における地域別限定発注の適用、前払金（中間前払金）の有無についても、同様です。

◎適用する税率についての考え方

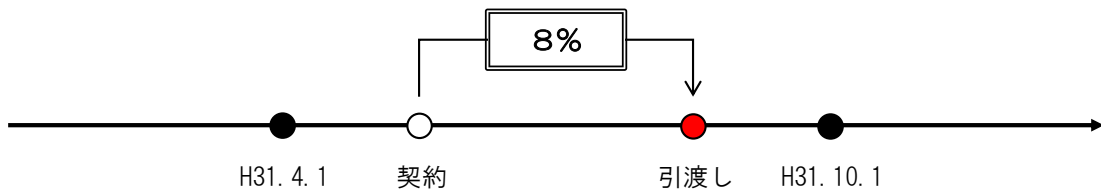
- 【例1】平成31年4月1日より前に契約し、同年10月1日より前に引渡しする工事等
→ 8%を適用



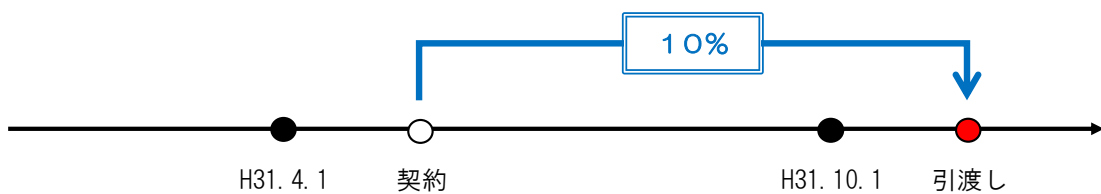
- 【例2】平成31年4月1日より前に契約し、同年10月1日以降に引渡しする工事等
→ 8%を適用



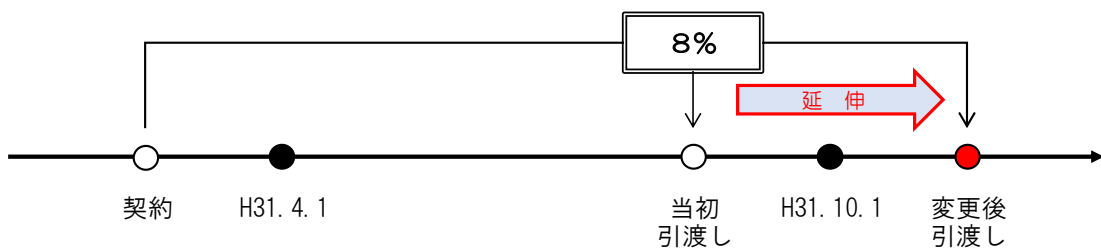
- 【例3】平成31年4月1日以降に契約し、同年10月1日より前に引渡しする工事等
→ 8%を適用



- 【例4】平成31年4月1日以降に契約し、同年10月1日以降に引渡しする工事等
→ 10%を適用

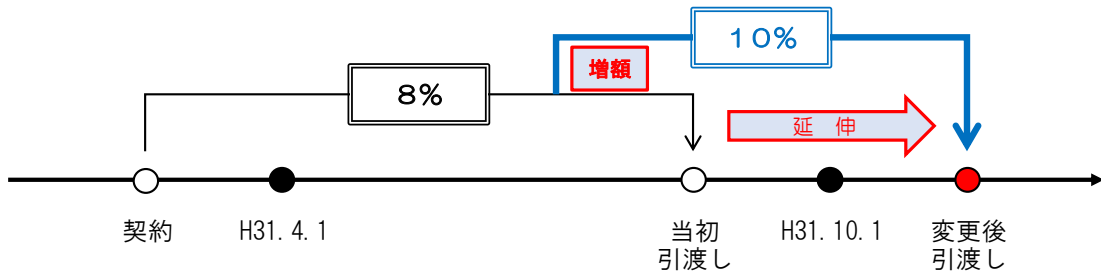


- 【例5】例1のケースにおいて、工期のみを延伸し、同年10月1日以降に引渡しする場合
(契約金額は増額しない場合) ※減額する場合についても同様
→ 8%のまま



【例6】例1のケースにおいて、工期を延伸し、同年10月1日以降に引渡しする場合
(契約金額を増額する場合)

→ 当初契約分は8%のままだが、増額分は10%を適用する



【例7】例3のケースにおいて、工期を延伸し、同年10月1日以降に引渡しする場合

→ 全体に対して10%が適用される

